

(9) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の主要福祉便覧

障害区分	手帳区分	5医療					6年金・手当・貸付					7補装具・日常生活用具		8住宅		17税金の軽減							18交通・割引等								21その他														
		自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（精神通院医療）	重度心身障害者医療費助成	精神障害者医療費助成	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	障害基礎年金	特別障害給付金	心身障害者扶養共済制度	日常生活用具の給付貸与	補装具費の支給	県営住宅の入居	身体障害者世帯向け県営住宅	所得税算定上の控除	相続税算定上の控除	贈与税の非課税	自動車税（環境性能割別能割）・軽自動車税（環境性能割）の減免	軽自動車税（種別割）については市町により異なります。	住民税算定上の控除	旅客鉄道運賃の割引	電車・バス・アストラムライン運賃	県内の旅客船運賃の割引	県内のタクシーの運賃の割引	有料道路通行料金の割引	自動車保管場所証明手数料等免除	駐車禁止規制の適用除外	思いやり駐車場利用証制度	NHK放送受信料の減免	NTT電話料案内	携帯電話基本使用料等割引	補助犬の給付											
該当ページ		54	54	54	55	55	56	56	56	57	57	58	61	62	64	64	89	89	89	90	90	91	92	92	92	92	96	97	98	99	100	101	101	116											
身体障害者	視覚障害	1	○	○	○		児童扶養手当法施行令別表第二に定める程度の障害の状態にある方					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の第1種と同範囲（P49参照）	○	○	○	○	○	○												
		2	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		3	○	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○								△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		5	○	○	○								△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		6	○	○	○								△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○								△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		5	○	○	○								△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	○	○	○								△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	○	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4	○	○	○								△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4	○	○	○								△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	○	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4	○	○	○								△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	知的障害者	療育手帳	④										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	精神障害者	精神手帳	1		○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2				○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
3				○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
主な条件等		身体障害者手帳1・2・3級または療育手帳④・A・⑤に該当する方																																											
		精神障害者手帳1級かつ自立支援医療（精神通院医療）需給者所持する方																																											
問い合わせ先		市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町				
		市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町	市町			